

# 倉敷市伝統的建造物群等保存審議会

令和7年2月6日（木）10時～11時30分

倉敷市立美術館 第2会議室

出席委員：大賀環子、大原陽二郎、尾上元規、小松恵美子、定兼学、澁谷俊彦、

角谷義浩、中村陽二、成清仁士、八百板季穂、吉田博充

事務局：森部長、丸野次長、藤井副参事、平田課長、谷中課長補佐、藤原主幹、大熊副主任、

迫田学芸員

## 1 開会

平田課長より開会の挨拶

## 2 議事

(1) 伝建地区内の工作物の新築について（公益財団法人 大原芸術財団）

会長）それでは議題1について事務局から説明をお願いいたします。

事務局）概要説明。

会長）意見はありますか。

委員）大原美術館分館は浦辺鎮太郎による建築作品として評価が高く、また設計者の設計コンセプトを尊重すると中庭にキュービクルを設置するB案C案はふさわしくなく、A案も建物に接近して設置されるため避けるべきであると思います。よってD案を進めるのがいいと思います。

委員）キュービクルを設置すると建物の裏側を作ってしまうことになるため、私もA、B、C案はふさわしくないと考えます。

委員）キュービクルの位置だけでなく、それを囲う柵についても意見を述べることはできますか。

会長）はい、できます。柵の詳細についても議論の範囲です。

委員）浦辺鎮太郎さんの作品には美しい柵のデザインがあり、それを踏襲したデザインで作

るのがいいと思いますし、高さもしっかりと検討してもらいたいです。また、キュービクルの色もライトグレー系が本当にふさわしい色なのか検討してほしいです。

委員) わたしも A 案か D 案がいいと思うのですが、D 案であれば新溪園のなかに設置するので、鉄製より樹木で囲う方が適しているかもしれませんね。

事務局) キュービクルの設計者から、D 案の場合は付近にある小屋など一定の離隔距離が取れない場合、それらを不燃物で覆わなければならないと聞いています。よって、樹木で囲うことはできない可能性がありますので、確認します。ちなみに D 案だと市有地になるため、土地を借りられない可能性もあります。また借りることができても借地料がかかることや敷地内園路のやり替えが必要になります。よって申請者は A 案がいいと言っていて、その場合はできるだけ分館から離して東側道路に寄せた位置に設置すると聞いています。

委員) B、C 案を初めからから排除していいのでしょうか。この場で検討する必要はないのでしょうか。

会長) B、C 案は大原美術館から提案されたものではありません。当初は A 案だけで申請者から相談を受けたのですが、ただの工作物の新築にしてはボリューム感が大きすぎるし、名建築を台無しにしかねないため、安易に A 案だけで許可を出すのはいかがなものかと正副会長と事務局で判断し、事務局のほうから東側の全面道路から見えない B、C 案を提案し、さらには大原美術館分館の設計者である浦辺設計事務所に意見を求めるように助言しました。浦辺設計事務所は B、C 案は設計コンセプトを逸脱することになるため拒否感を示しており、代替え案の D 案が提案されました。よって B、C 案は大原美術館の希望するものではなく、当初案の A 案か代替え案の D 案ですと申請者に伝えていきます。

委員) 今までの説明を聞いていて、事務局が B、C 案を提案されたわけ、しかし B、C 案を採用すると名建築の中庭の特性を失う可能性があるため、それらを案から排除したという経緯が分かりました。そこでまた A 案に議論が戻ってしまうわけですが、A 案であると避難通路である敷地内通路に干渉することや東側の全面道路からキュービクルが見えすぎてしまうため A 案はよろしくなく、D 案でいくべきだと思います。

委員) 現在、岡山県で庭園の調査をされていると思いますが、新溪園の庭園としての評価は

いかなものなのでしょうか。

委員) 県としても新溪園は庭園としての評価が高いと考えておりますが、今のところ文化財指定の候補には上がっておりません。みなさん意見をお伺いするとD案がいいのではないかと思いますので、庭園の景観をなるべく損なうことのないように配慮してキュービクルを設置してほしいと思います。

委員) 私もD案がいいと思います。理想は地下を水密化して地下に設置することですが、申請者はそこまでするつもりがないようなので、地上で考えるしかない。そうするとA案よりD案のほうが望ましい。さらにはキュービクルの箱を分散して設置し一つ一つのボリューム感を小さくして目立たないようにする手段もあると思います。

委員) 施工時期はいつ頃の予定でしょうか。時期によっては、囲う方法が決まっていなかった時点で決めずに、柵などのデザインが決まってからA案かD案で決めてもいいのではないのでしょうか。

事務局) 実は秋ごろからキュービクルの設置について申請者や施工者と協議を進めておりまして、設置場所の決定を待ってもらっています。ただ、施工時期は3月中旬から4月上旬を希望すると聞いており、施工時期まであまり時間がない状況です。これ以上申請者を待たせるわけにもいかないため、この場でA案かD案できめていただきたいと思えます。

委員) みなさんの意見を聞いているとD案を支持されている方が多いように思いますので、審議会としてはっきりとA案を否定した上で、D案で決めたほうがいいのではないのでしょうか。

会長) 分かりました。D案とし、新溪園の景観を損なうことのないようにキュービクルの色及び柵のデザイン、色の配慮を求めるといった意見でまとめるのはいかかでしょうか。

委員) 一同賛同

## (2) 伝建地区内の建築物の新築について (株式会社 桃子)

会長) それでは議題2について事務局から説明をお願いいたします。

事務局) 概要説明。

委員) 敷地奥に位置している蔵はかなり古そうに見えますが、伝統的建造物ではないのでしょうか。

事務局) 伝統的建造物にはなっておりません。

委員) 伝建地区の選定当時、伝統的建造物への指定を見落とししていたのではないのでしょうか。

事務局) 見落としではなく伝統的建造物に指定する場合は所有者の同意が必要であるため、その同意が得られなかったから伝統的建造物に指定されていないということです。

委員) 増築棟のボリュームが大きすぎて伝建地区の美しい屋根瓦の景観が阻害されていると思いますし、外壁の漆喰調のサイディング貼りもいかがなものかと思います。

会長) 外壁の仕様について気にはなっているのですが、全面道路から奥まった位置で望見できる範囲を考慮すると、コストのかかる土壁の漆喰塗を要求するのは厳しいかなと。また隣家と接近しており火災の延焼の恐れがありますので、新建材を認めることも致し方ないと考えています。

委員) 火災の延焼の恐れを考慮するのであれば、増築棟のボリュームダウンをして隣家との距離をとればいいのでは。私はサイディングを認めるべきかしっかり議論したほうがよいと思います。

委員) 他の伝建地区の火災事例を見ると土壁でも防火ができていますので、軒裏の防火構造とすれば、土壁でも十分延焼を防げると思う。よって私も安易にサイディングの使用は認めるべきではないと思います。建具についても、木製建具でも防火装置をすれば使用できると思います。

事務局) 今回の建物は、長年空き家のまま放置されていましたが、そこを買収し活用していただきます。伝建地区を守っていくためには、どの建物も必ず土壁でないといけないと厳格に要求すると守れるものも守っていけなくなります。通りに面した建物は伝統的な様式を守っていただきますが、望見できない範囲や、望見できても遠景からで周囲の景観に溶け込むようであれば、やむを得ないとして新建材を認めてきた実績もあります。なので、今回も絶対土壁にするように指導することはできないと考えています。

委員) 私も増築棟のボリュームが大きすぎると思います。周囲の建物と比べても建物高さが高いようなので階高を低くするなどして高さを抑えてほしいです。また、屋根面積も広

すぎるように感じるため、分棟にする、もしくは分棟のようにみえるように工夫して一つの屋根が大きすぎることをないようにしていただきたいです。

委員) 私は増築棟が周囲の建物に接近しすぎていることが気になります。隣接する既存棟や隣家との距離が近すぎると、外壁の塗替えの際に必要な施工スペースが確保できなくなります。最低限、人が入れて作業ができるくらいのスペースがないと、後々のメンテナンスで苦勞するのではと心配します。

事務局) おっしゃられる通りメンテナンススペースは将来的に必ず必要になると思うので、委員の方からそのような意見があったことは申請者に伝えます。

委員) 現在、建築指導課に建築確認を申請中とのことですので、そこでの協議によっては今の計画から変わることもあり得ますよね。なので、今日の審議会で具体の話をして計画が変われば再審議することになると思うので、今日はこのくらいで意見をまとめて申請者に意見を返してはどうでしょうか。

委員) 一同賛同

会長) では、今日はいくつか意見がでましたので、申請者に伝えてください。

### (3) ガルバリウム鋼板の使用について

事務局) 概要説明

会長) 今まで鉄板葺きは銅板のみを認めてきたのですが、近年銅板の価格高騰が激しい状況にあり、東屋のような小規模建築物や、望見できる範囲が小範囲となる小庇にまで銅板の使用を要求することが難しくなっています。銅板葺きを要求するのは簡単ですが、コスト管理が非常に厳しいと施工会社の方から声が上がってしまっていて、今後はこのようなケースにおいてはガルバリウム鋼板の使用を認めざるを得ないと思っています。一方で、有隣荘のような伝統的建造物については引き続き、銅板葺きにしていただきたいと思えます。

委員) 補助金の額の増額は、検討の余地はないでしょうか。歴史的景観を守っていくための補助金なので、その補助金を増額して引き続き銅板を使用してもらう方法も視野に入れていただきたいです。

事務局) 現状変更行為には何年でも待つて補助金交付を受けて修理したい場合だけでなく緊急性を要するので自費修理で早く施工してしまいたい場合など様々なケースがあります。

一概に補助金の金額を見直せば銅板の使用を要求できるものではありませんが、他都市の補助金の情勢を合わせていかないといけないと思っています。

委員) 望見できる範囲が少しだけの場合と説明がありましたが、それには基準があるのですか。

会長) はっきりとした基準があるわけではないですが、通常望見できる範囲でも見ようと思わなければ視界に入らないような微細なもののことを示しています。ガルバリウム鋼板の使用を認めてしまうと銅板またはガルバリウム鋼板の使用基準が曖昧になってしまうので本音は認めたくないところですが、申請者からはガルバリウム鋼板での申請が増えてきていて、このままいくと事務局が申請者と伝建審との板挟みになり協議が長引いてしまうことが懸念されます。よって今後は、微細なものについては正副会長の判断でガルバリウム鋼板の使用を認めていくこととするということではいかがでしょうか。

委員) 一同賛同

### 3 閉会

平田課長より閉会の挨拶

# 承認書

(倉敷市伝統的建造物群等保存審議会)

令和7年2月6日に開催されました、令和6年度第1回倉敷市伝統的建造物群等保存審議会の議事録の内容について承認します。

令和7年2月 2/日

倉敷市伝統的建造物群等保存審議会 会長 澁谷 俊彦



倉敷市伝統的建造物群等保存審議会 副会長 中村 陽二



倉敷市伝統的建造物群等保存審議会 副会長 吉田 博充

